

# 愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正(案)について

## 趣旨

国は、令和7年12月に決定した「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を踏まえ、環境影響評価法の対象となる太陽光発電事業の規模見直しについて議論を行ってきた。

令和8年7月、当該議論の内容等を受け、環境影響評価法施行令を改正し、太陽光発電事業の規模の見直しを行った。

そのため、県においても、環境影響評価法施行令の改正内容を踏まえ、環境影響評価条例施行規則の改正を行うこととする。

## (1) 環境影響評価法施行令改正概要

### 改正内容

太陽光発電事業について、法に基づく第一種事業及び第二種事業の規模に係る要件を以下のとおり変更する。（法施行令 R8. 7. 23公布、R9. 4. 1施行）

※第一種事業…環境影響評価を必ず実施しなければならない事業

第二種事業…環境影響評価の可否を個別に判定することとされている事業

#### ○太陽光発電所（規模要件の変更）

| 法・条例         | 環境影響評価法<br>(太陽光:令和元年7月(令和2年4月施行)に追加) |        |                     | 環境影響評価条例<br>(太陽光:令和2年4月に追加) |
|--------------|--------------------------------------|--------|---------------------|-----------------------------|
| 規模要件<br>(出力) | 種 類                                  | 改正前    | 改正後<br>(R9. 4. 1施行) | 現 在                         |
|              | 第一種事業                                | 4万kW以上 | 2万kW以上              | 法対象未満の2万kW以上                |
|              | 第二種事業                                | 3万kW以上 | 1.5万kW以上            |                             |

## (2) 条例施行規則改正(案)

### 改正内容

太陽光発電事業について、法施行令の改正に合わせて、条例施行規則を改正し、規模に係る要件を以下のとおり変更する。

※事業規模は、県環境審議会答申（平成11年2月9日）＜愛媛県の環境影響評価制度の在り方について＞に基づき、環境影響評価法（第一種事業）の規模に対して50%とする。

#### ○太陽光発電所（規模要件の変更）

| 法・条例         | 環境影響評価法<br>(太陽光:令和元年7月(令和2年4月施行)に追加) |        |                   | 環境影響評価条例<br>(太陽光:令和2年4月に追加) |                  |
|--------------|--------------------------------------|--------|-------------------|-----------------------------|------------------|
|              | 種 類                                  | 改正前    | 改正後<br>(R9.4.1施行) | 改正前                         | 改正後              |
| 規模要件<br>(出力) | 第一種事業                                | 4万kW以上 | 2万kW以上            | 法対象未満の<br>2万kW以上            | 法対象未満の<br>1万kW以上 |
|              | 第二種事業                                | 3万kW以上 | 1.5万kW以上          |                             |                  |

### (参考) 県環境審議会答申（平成11年2月9日）

＜愛媛県の環境影響評価制度の在り方について＞

#### 1 事業の種類

- ・ 環境影響評価法の対象事業種については、地形・地質、法令の規定等から判断し本県で実施される可能性がないものを除いた上で、規模を引き下げ、すべて対象とすること。
- ・ 法対象事業種以外の事業については、本県の地域特性、これまでの実績、時代の要請等を踏まえて、自然的・社会的条件が類似する中四国各県の制度の対象事業との整合性にも配慮することを基本に、事業の種類の拡大を行うことが適当である。

#### 2 事業の規模

- ・ 環境影響評価法の対象事業種及びこれと類似の事業種については、同法の第一種事業の規模に対し50%を基本とし、概ね50%から75%までの範囲とすること。
- ・ 上記以外の事業種については、事業の特性や環境への影響を考慮するとともに、中四国各県の制度の対象事業の規模との整合性や個別法に基づく環境調査との関係も踏まえた上で、適切に設定されることが適当である。